

(1) いじめ問題に取り組み、不登校・中途退学者を支援する

- いじめはどの学校にも起こり得るという認識の下、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取り組みや関係機関等連携した取り組みの促進など、学校内外における相談体制の整備を進めます。
- 不登校や中途退学者が将来自立して生活することができるようにするための支援を推進します。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|--|---|------|-----|-----|-----|--------|--------------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 いじめ問題 調査委員会 | 区立学校等で発生した重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生を目的として、いじめに係わる重大事態が発生し、その再調査を区長が必要と認めた場合に、品川区いじめ問題調査委員会を設置します。 | | ○ | ○ | | | 総務課 |
| 2 マイスクール (適応指導教室) ☆P21参照 重点課題2 | 区立学校に在籍し、主に心理的な要因等により不登校またはその傾向のある児童・生徒に対して、自発的な学習やその他の活動の場を提供し、学校生活への復帰を含めた社会的な自立ができるよう支援しています。 | | ○ | ○ | | | 教育総合 支援 センター |

他行政機関が実施している事業

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|-------------------------|--|------|-----|-----|-----|--------|------------------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 3 高等学校中途退学者の 就職支援 | 就職希望を理由に高校を退学している人も少なく、中には産業・職業についての知識が浅く、就職にあたっての基本的な心構えが十分に形成されていない人もいます。職業や労働市場に関する情報の提供および職業選択等にあたっての助言を積極的に行うことにより、的確な職業紹介につなげています。 | | | ○ | | | 東京労働局 品川公共 職業安定所 |

(2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する

- 障害者の自己選択・自己決定の権利を最大限尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けることができるよう配慮します。
- 障害者施策だけでなく、母子保健施策や子ども・子育て支援施策、就学から卒業までの学校教育など、関係機関の連携を強化するよう努めます。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|--|--|------|-----|-----|-----|--------|--------------------------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 特別児童扶養手当 ☆P23参照 重点課題3 | 国の制度で、精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的としています。区内に住所があり、20歳未満の一定の障害をもつ児童を養育する父母もしくは養育者に支給します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 子育て 応援課 |
| 2 特別支援事業 | 配慮を要する子どもの増加に伴い、介助員等の配置や医療的ケア児の受入れを拡大し、きめ細やかな対応を図ります。また、保育者等の知識・対応力向上のため、研修や巡回相談を充実させます。さらに、子育てに関する不安や悩みを抱える保護者を対象に、専門家による個別相談を実施するとともに、家庭での特別支援への理解を深め、早期発見・専門機関への相談につなげるための啓発や就学に向けて関係機関との連携を図ります。 | ○ | ○ | | | | 保育課 保育 支援課 子ども 育成課 |
| 3 児童発達 支援センター | 子ども発達相談室では、発達にご不安やご心配のある児童について、適切な支援につなげています。一体的に運営する障害児者相談支援センターでは、未就学児～成人までを対象に、サービスを利用するための利用計画案を作成します。 | ○ | ○ | ○ | | | 障害者 支援課 |
| 4 発達支援 ☆P21参照 重点課題2 | 発達に関するご相談を受けた後、支援の必要な子どもに対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などを通じて生活能力向上など発達支援を実施しています。 | ○ | ○ | ○ | | | 障害者 支援課 |
| 5 幅広い日中活動の 場の確保 | ライフステージの様々な場面で、友人関係、不登校、引きこもりなどの困難を抱えている背景に発達の特徴が考えられることがあります。そうした方を対象に小学4年生から大学生相当の方とそのご家族からの相談事業と、日中活動の場の提供や個別支援などを、発達障害・思春期サポート事業として行っています。 | | ○ | ○ | ○ | | 障害者 支援課 |
| 6 社会的自立を 目指した支援 ☆P21参照 重点課題2 | 発達障害者支援施設内において、発達に特性のある主に成人の方の社会での自立を目指した相談と自己認知を目的とした日中活動支援を、成人期支援事業として行っています。 | | | | ○ | ○ | 障害者 支援課 |

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|--|--|------|-----|-----|-----|--------|------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 7 障害児の預かり事業 | 働く保護者が増える傾向にある中、障害児を育てるご家庭に対し、就労支援や家族の介護、あるいは保護者のレスパイトのための預かり機能と日中活動の場の提供など、日中一時支援事業を実施しています。また、外出が困難な重度の障害児のために、在宅レスパイト事業も実施しています。 | | ○ | ○ | | | 障害者支援課 |
| 8 特別支援学級・特別支援教室 <small>☆P21参照 重点課題2</small> | 区立学校において、特別支援学級固定級（知的、自閉症・情緒、病弱）、通級（言語、難聴）を設置し、障害の状態により特別に支援が必要な児童・生徒について特別支援学級での指導、通常の学級での障害に配慮した指導を行っています。また、区立学校全校に特別支援教室を設置し、コミュニケーションの面で課題や心配のある児童が必要な支援を受けられるようにしています。 | | ○ | ○ | | | 教育総合支援センター |
| 9 駅のバリアフリー化に対する助成 | 『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』などに基づき、可動式ホーム柵、エレベーター、内方線付点字誘導ブロックなどの設置費助成を鉄道事業者へ行い、だれにも安心・安全な鉄道駅利用環境整備を促進しています。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 都市計画課 |
| 10 段差の解消、歩道の平坦化 | 福祉のまちづくりの一環として、私道入口、公共施設やそれに準ずる民間施設等に隣接する側溝のゼロ段差化、及び歩道改修時に縦横断勾配を改善する事により、歩道巻き込み部や横断歩道部並びに車両乗り入れ部の平坦化を実施し、歩行環境の向上を図っています。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 道路課 |

他行政機関が実施している事業

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|-----------------------|---|------|-----|-----|-----|--------|------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 11 障害児の施設入所の相談及び入所手続き | 様々な事情により家庭で生活できない障害のある児童の施設への入所相談を受け、入所となった場合の手続きを行っています。 | ○ | ○ | ○ | | | 東京都品川児童相談所 |
| 12 「愛の手帳」の交付 | 知的障害のある児童の支援を図るため、「愛の手帳」（療育手帳）の申請受付、判定、交付を行っています。 | ○ | ○ | ○ | | | 東京都品川児童相談所 |

(3) ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する

- 働くことに悩みを抱えるひきこもりやニート等若者、その家族に対して、一人ひとりの状況に応じた専門相談や就労意欲の喚起等、自立に向けた継続的な支援を推進します。
- 関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かして支援する体制の整備や居場所づくりに取り組みます。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|---|---|------|-----|-----|-----|--------|------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 子ども若者応援 フリースペース ★P21参照 重点課題2 ☆P23参照 重点課題3 | 不登校やひきこもりの子どもや若者が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、保護者等との相談を行っています。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 子ども 育成課 |
| 2 エールしながわ ☆P21参照 重点課題2 | ひきこもり等を理由に、ひとりで悩む本人や保護者との相談を行っています。また、社会体験プログラムや家族懇談会、学習会等を開催しています。東京都の支援事業であるひきこもりサポートネットの第一窓口としても開設しています。 | | | ○ | ○ | ○ | 子ども 育成課 |

他行政機関が実施している事業

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|--------------------------------|---|------|-----|-----|-----|--------|--------------------------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 3 ひきこもり、若年無業者 （ニート）の就職支援 | これまで就労機会がほとんどない若者やひきこもりなど長期にわたり就労経験がない人など、本人の段階やおかれた状況に応じて、若者サポートステーションや若者ハローワークなど、より適した機関への誘導・案内を行っています。 | | | | ○ | ○ | 東京 労働局 品川 公共職業 安定所 |

(4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する

- 区の子育て支援機関や児童相談所等の地域の関係機関相互の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、保護者の支援、家族の再統合、アフターケアまで切れ目のない支援が行われる体制づくりに努めます。
- 18歳未満の児童に関する相談および児童虐待通告については、区が第一義的な窓口として対応にあたります。
- 社会的養護の下で生活する子どもたちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するための一貫した支援を推進します。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|------------------------|---|------|-----|-----|-----|--------|-------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 子ども家庭支援センター事業 | 福祉、保健・医療、教育等の各分野の関係機関と連携し、子どもとその家庭に関する総合相談、在宅サービス等の提供・調整、および地域の組織化等を行い、子どもとその家庭の福祉の向上のために地域の支援ネットワーク作りをしています。品川区は、子ども家庭支援センター児童相談担当と家庭あんしんセンターが主体となります。 | ○ | ○ | ○ | | | 子ども家庭支援センター |
| 2 要保護児童対策地域協議会 | 児童虐待の早期発見や適切な保護、支援を図るとともに、虐待の無い地域社会を創るため品川区虐待防止ネットワーク推進協議会を設置しています。その下の位置づけとして身近な地域子育て支援拠点の児童センターが、13地域ごとに地域分科会（実務者会議）を、要保護児童等の具体的支援のために関係機関で個別ケース検討会議を開催します。 | ○ | ○ | ○ | | | 子ども家庭支援センター |
| 3 区立児童相談所設置に向けた検討・取り組み | 平成28年の児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置することが可能となりました。区は、令和6年10月の区立児童相談所開設を目指し、運営体制の検討や施設整備、人材の確保・育成等に取り組んでいます。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子ども育成課 |

他行政機関が実施している事業

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|-----------------|---|------|-----|-----|-----|--------|------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 4 児童虐待への対応 | 児童虐待対策ブロックチームを編成し、虐待通告へ迅速に対応しています。児童相談所の人員を増員し、虐待対策班の強化を進めています。 | ○ | ○ | ○ | | | 東京都品川児童相談所 |

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|-----------------|--|------|-----|-----|-----|--------|--------------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 5 一時保護 | 緊急に保護を要する児童を一時的に保護します。一時保護所の定員を増やすとともに、子どもたちが安心、安全に生活できる環境整備を進めています。 | ○ | ○ | ○ | | | 東京都 品川児童 相談所 |
| 6 施設への入所 | 様々な事情により家庭で生活できない児童を一定期間、乳児院、児童養護施設で預かります。児童が生活する施設においては、グループホーム等の小規模化を進めています。また、働きながら自立をめざす20歳未満の入所者に自立援助ホームを紹介しています。 | ○ | ○ | ○ | | | 東京都 品川児童 相談所 |
| 7 里親制度 | 様々な事情により家庭で生活できない児童を里親宅で預かり、家庭と同様の環境で養育します。 | ○ | ○ | ○ | | | 東京都 品川児童 相談所 |

(5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う

- 非行防止・保護のための対策を総合的に推進します。
- 犯罪被害者やその家族への様々な支援を推進します。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|-----------------|---|------|-----|-----|-----|--------|-------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 社会を明るくする運動 | 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支え、犯罪や非行に陥らない地域社会づくりを目指しています。毎年7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」が全国一斉に実施されています。品川区においても、推進委員会を設け小・中学校PTA、保護司、民生委員・児童委員および青少年対策地区委員会等関係団体とともに、運動を実施しています。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 地域活動課 |

他行政機関が実施している事業

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|--------------------|--|------|-----|-----|-----|--------|-----------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 2 少年相談及び犯罪被害少年への支援 | 子どもの非行・不登校などで悩んでいる家族や子ども自身に対して、少年相談専門職員などが継続的に面接を行っています。また、犯罪等の被害を受けた少年に対して、継続的な支援活動を推進しています。対象は20歳未満です。 | | ○ | ○ | ○ | | 警視庁 大森少年センター |
| 3 非行相談 | 金銭持出し、家出、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為等問題行動のある児童の相談や警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、または触法行為があったとして通告のあった児童の相談、指導をします。 | ○ | ○ | ○ | | | 東京都 品川児童相談所 |

(6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する

- ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子ども・若者を健全に育てることができるよう、ひとり親家庭への支援を推進します。
- 生活困窮家庭などに対する自立支援の取り組みを推進します。
- 家庭・地域・行政の役割分担を整理し、課題の見える化を図り、子ども・若者の未来を応援します。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|---|--|------|-----|-----|-----|--------|------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 ひとり親家庭等 医療費助成 | ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む）を養育しているひとり親家庭等に対し、保険診療による医療費の自己負担分（入院時食事負担金を除く）の一部または全部を助成します。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 子育て 応援課 |
| 2 児童育成手当・ 障害手当 ☆P23参照 重点課題3 | 区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に児童育成手当を支給します。 (ア) 父母が離婚した児童 (イ) 父または母が死亡・生死不明の児童 (ウ) 父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童 (エ) 母が婚姻によらないで生まれた児童 (オ) 父または母が法令により一年以上拘禁されている児童 (カ) 父または母に重度の障害がある児童 (キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童 また、以下の障害がある20歳未満の児童を養育している世帯に障害手当を支給します。 (ア) 中度以上の知的障害（愛の手帳1～3度程度） (イ) 身体障害者手帳1～2級程度 (ウ) 脳性麻痺、または進行性筋萎縮症 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 子育て 応援課 |
| 3 児童扶養手当 ☆P23参照 重点課題3 | 区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む）を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。 (ア) 父母が離婚した児童 (イ) 父または母が死亡・生死不明の児童 (ウ) 父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童 (エ) 母が婚姻によらないで生まれた児童 (オ) 父または母が法令により一年以上拘禁されている児童 (カ) 父または母に重度の障害がある児童 (キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 子育て 応援課 |

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|---|--|------|-----|-----|-----|--------|------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 4 ひとり親家庭 自立支援助成事業 ☆P23参照 重点課題3 | 母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業では、対象の母子家庭の母または父子家庭の父に、就業に結びつく可能性の高い講座の受講費用の60%相当額を助成し、主体的な能力開発への取り組みを支援しています。また、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業では、対象の母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく可能性の高い資格を取得するために養成機関に通う間の生活費相当分を一部助成し、自立を促進しています。 | ○ | ○ | ○ | | | 子育て 応援課 |
| 5 母子・父子自立支援 プログラム策定事業 ☆P23参照 重点課題3 | 児童扶養手当受給者等で就労意欲のある母子家庭の母または父子家庭の父に、専門的就労相談員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定、就労までの相談や求職活動の助言およびハローワークへの同行等を行い、自立・就労を支援しています。 | ○ | ○ | ○ | | | 子育て 応援課 |
| 6 ひとり親世帯 学習支援 ☆P21参照 重点課題2 ★P22参照 重点課題3 | ひとり親家庭の経済的、精神的不安の軽減や自立支援に向けた取り組みとして、児童への個別の学習指導や進路相談を実施することにより、学習の習慣づけや進学意欲の向上を目指します。 | | ○ | ○ | | | 子育て 応援課 |
| 7 ひとり親家庭相談 | 母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、常勤の母子・父子自立支援員を配置し、就労問題や教育問題など、ひとり親家庭の抱えているさまざまな問題について相談に応じ、自立のための援助を行っています。 | ○ | ○ | ○ | | | 子育て 応援課 |
| 8 母子・父子 福祉資金貸付 ☆P23参照 重点課題3 | 20歳未満の子ども等を扶養している母子家庭および父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 子育て 応援課 |
| 9 母子生活支援施設 | 児童福祉法に基づき、配偶者のない女性（母親）と扶養されている18歳未満の児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。これらの母子に対してさまざまな援助を行い、母親の生活の安定や、児童の健全育成を目指すなど、入所者の福祉を増進し、自立のための支援を行っています。 | ○ | ○ | ○ | | | 子育て 応援課 |

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|--|--|------|-----|-----|-----|--------|------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 10 ひとり親家庭 休養ホーム事業 | 母子家庭または父子家庭の親子がレクリエーションと休養のために、区が指定した宿泊、日帰り施設を無料または低料金で利用できます。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 子育て 応援課 |
| 11 ひとり親家庭 一時介護事業 | 児童育成手当の受給世帯またはこれに準ずる世帯で親や中学生以下の児童の一時的な傷病などのため、日常生活を営むのに支障がある場合に掃除や洗濯など日常生活に必要な介護を行う事業です。 | ○ | ○ | ○ | | | 子育て 応援課 |
| 12 入院助産 | 入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、その費用を支払うことが困難な妊産婦を指定助産施設に入所させて助産を行っています。 | | | ○ | ○ | ○ | 子育て 応援課 |
| 13 養育費相談支援事業 | 離婚を考えている、または離婚後に養育費の取り決めをしていなかった相談者に対し、適正な養育費が受け取れるよう、個別相談支援から調停利用の手続き支援、公正証書作成費用補助、養育費立替保証助成等の支援を行っています。 | ○ | ○ | ○ | | | 子育て 応援課 |
| 14 ひとり親家庭 住宅入居支援事業 ☆P23参照 重点課題3 | 18歳未満の子を抱えるひとり親世帯が住宅に困窮している場合に、民間賃貸住宅への入居支援（賃貸借契約における保証会社の初回保証料助成）を行うことで、ひとり親家庭の自立の助長を促すとともに生活の安定を図っていきます。 | ○ | ○ | ○ | | | 子育て 応援課 |
| 15 しあわせ食卓事業 ☆P23参照 重点課題3 | 食の支援を必要とするひとり親家庭等に対し、企業からの寄付やふるさと納税制度（ガバメントクラウドファンディング）を原資とした食品配送を実施しています。その際、アンケート用紙や就労・学習・住宅支援等の案内を同封し、支援が必要な世帯を適切な相談窓口や事業等につなげ、最終的に各家庭の自立を目指すことを目的としています。 | ○ | ○ | ○ | | | 子育て 応援課 |
| 16 実費徴収に係る 補足給付事業 | 品川区立幼稚園に在園していて、在籍している園における教材の購入費等の実費負担が困難な保護者に対し、費用の給付を実施し、保護者の実費負担の軽減を行っています。 | ○ | | | | | 保育課 |

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|------------------------------------|--|------|-----|-----|-----|--------|-------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 17 就学援助 ☆P23参照 重点課題3 | 品川区に住所があり、公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）に在学する児童・生徒の保護者であって、生活に困窮するものに対し、学用品の購入費等の就学援助費を支給します。支給には所得制限があります。 | | ○ | ○ | | | 学務課 |
| 18 低所得世帯への 塾代等の貸付 | 東京都社会福祉協議会で実施する「受験生チャレンジ支援貸付（中学校3年生および高校3年生への学習塾等の費用や、受験費用の貸付）」の相談、申請受付および償還免除申請受付を行っています。 | | | ○ | | | 生活福祉課 |
| 19 生活困窮者支援事業 ★P22参照 重点課題3 | 学習支援あした塾：生活にお困りの家庭の中学生を対象に少人数制の学習指導を実施しています。 ドリームサポート学習室：生活にお困りの家庭の高校生等を対象に自習室を開放しています。（指導員あり） | | | ○ | | | 生活福祉課 |
| 20 次世代育成支援事業 ☆P23参照 重点課題3 | 塾代の支援：生活保護世帯へ学習塾などの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座等の受講料の支給を行う。 受験料の支援：生活保護世帯へ大学・専門学校等の受験料の支給を行う。 | | ○ | ○ | | | 生活福祉課 |
| 21 子どものいる 生活保護世帯への 支援 | 子どものいる生活保護世帯に対し、専門支援員が家庭訪問や面談を通じて、子どもの成長過程や世帯の課題等の家庭状況を把握した上で、各関係機関・支援機関に繋げ、連携・協力して子どもの健全育成を図っています。また、高校進学、大学進学、就職等の進路に関する情報提供、相談、塾代の助成および学習指導を行っています。 | ○ | ○ | ○ | | | 生活福祉課 |

(7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する

- 外国人の日本語能力に配慮したカリキュラムの編成や就学支援等を推進します。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|----------------------------|---|------|-----|-----|-----|--------|----------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 外国人学校 児童生徒等 保護者補助金 | 品川区に住民登録している者で、東京朝鮮学校等外国人学校に授業料を納入した保護者に対し、補助金交付要綱により、補助金を交付しています。 | | ○ | ○ | | | 総務課 |
| 2 日本語指導 短期集中教室 | 区内に在住する日常の日本語活用が困難な帰国児童・生徒、外国人児童・生徒を対象に、日本語指導短期集中教室を開設し支援を行う場を提供し、児童・生徒の実態に応じた言語指導や適応指導を行っています。 | | ○ | ○ | | | 教育総合 支援センター |

(8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する

- 性同一性障害や性的指向を理由として困難な状況に置かれている人など、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深める啓発活動を推進します。
- 難病のある人の日常生活の相談・支援、交流活動の促進や就労支援等を推進します。
- こころの悩みを抱えたり、生きることに辛さを感じている人やその家族、友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口等の充実を図ります。

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|--------------------|---|------|-----|-----|-----|--------|------------------------------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 1 性同一性障害等に関する相談・啓発 | 性同一性障害等であることにより悩みを抱えている方の相談を受けています。また、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を行っています。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 人権啓発課 各保健センター 教育総合 支援センター |
| 2 SOSカードの配布・相談 | 悩みを一人で抱え込み、自殺に追い込まれることを防ぐため、誰もが相談できるように相談先案内カードを作成し、配布しています。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 保健予防課 各保健センター 教育総合 支援センター |

他行政機関が実施している事業

| 具体的な施策 および事業 | 内容説明 | 対象 | | | | | 実施課 |
|-----------------|---|------|-----|-----|-----|--------|--------------------|
| | | 乳幼児期 | 学童期 | 思春期 | 青年期 | ポスト青年期 | |
| 3 育成相談 | 本人や家族から相談を受け、心理判定や医療診断を行い、継続的に一定期間、治療プログラムやカウンセリングなどを実施しています。 | ○ | ○ | ○ | | | 東京都 品川児童 相談所 |